

新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行に伴う対応

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 平時

- 健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施する。
- マスクの着用を求めないことを基本とする。また、給食等の食事をする場面における「黙食」は必要ない。

(2) 感染流行時

- 活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じる。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

2 出席停止について

- 感染が確認された児童等の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

3 その他

(1) 感染が不安で休ませたい場合について

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、これまでと同様に欠席とはしない。

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないことが望ましい。

※令和5年5月8日から適用

新型コロナの療養期間

資料

	発症日	発症後						
	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	有症状	症状軽快	軽快後1日目				療養解除	
発症後2日目に軽快した場合	有症状	有症状	症状軽快	軽快後1日目				
発症後3日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	症状軽快	軽快後1日目			
発症後4日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	症状軽快	軽快後1日目		
発症後5日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	症状軽快	軽快後1日目	療養解除